

## ◆製造物責任法第4条

(免責事由)

- 第4条 前条の場合において、製造業者等は、次の各号に掲げる事項を証明したときは、同条に規定する賠償の責めに任じない。
- 一 当該製造物をその製造業者等が引き渡した時における科学又は技術に関する知見によっては、当該製造物にその欠陥があることを認識することができなかつたこと。
  - 二 当該製造物が他の製造物の部品又は原材料として使用された場合において、その欠陥が専ら当該他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に従つて生じ、かつ、その欠陥が生じたことにつき過失がないこと。

### 【条文の概要】

本条は、製造物責任に対する製造業者等の免責事由を規定するものであり、1号において開発危険の抗弁を、2号において部品・原材料製造業者の抗弁を定めている。本条1号及び2号は、製造物責任法3条の規定する製造物責任についての権利障害規定であり、その要件事実については、被告が主張立証責任を負っている。

\*\*\*\*\* 論 点 \*\*\*\*\*

- 1 開発危険の抗弁とは何か
- 2 部品・原材料製造業者はどのような場合に責任を免れることができるのか

### 論点 ① 開発危険の抗弁とは何か

#### 1 「開発危険の抗弁」の意義

本条1号は、「当該製造物をその製造業者等が引き渡した時における科学又は技術に関する知見によっては、当該製造物にその欠陥があることを認識することができなかつたこと」をもって製造物責任の免責事由として規定しており、いわゆる「開発危険の抗弁」を認めたものとして理解されている。すなわち、「開発危険 (development risk)」とは、製造物が流通過程に置かれた時点における科学技術の水準によっては認識することのできなかつた製造物の危険のことと意味している。

過失責任のもとにおいては、結果回避義務の前提として結果発生に対する予見可能性が必要とされるため、製造物が流通過程に置かれた時点における科学技術の水準によって認識することのできなかつた製造物の危険について製造業者の過失を認めるることはできない。しかし、製造物責任は、「欠陥」という製造物の客観的評価をもって責任基準としており、製造物の危険に対する製造業者の予見可能性を判断要素に含めるべき論理的な必然性は存在せず、製造物が流通過程に置かれた時点における科学技術の水準を考慮すべきか否か、あるいはどのように考慮すべきなのは、政策的判断の問題にほかならない。

「開発危険の抗弁」については、これを認めるのであれば、消費者が新製品のモルモットにされる危険があることに加え、①「科学技術の水準」のとらえ方によっては、その適用範囲が過度に拡大されるおそれがあること、②従来の裁判例によれば製造業者に極めて高度な予見義務が課せられているのにもかかわらず、被害者救済の程度を後退させる可能性があること、③裁判における科学論争を排除することができず、迅速な紛争解決を図ることができないこと、④製造業者の賠償責任を認めるためには、製造・販売後における製造業者の過失を根拠とすることになり、被害者において製造業者が予見可能性を有するようになった時期を特定しなければならないことなど、消費者にとって不利になるとして、その導入に消極的な立場が強く主張されていた（1990年私法学会報告者グループ編『製造物責任の現状と課題』（別冊NBL24号）商事法務研究会（1992年）39頁以下）。

これに対し、第14次国民生活審議会の答申においては、「開発危険の抗弁を認めない場合は、技術革新の停滞等による不利益が消費者にも及ぶ可能性があるとともに、場合によっては製造者等にその負担能力以上の賠償義務を課すことによって、かえって被害者が確実な救済を受けられなくなる可能性もあり、適当とは考えられない」（経企庁編・在り方Ⅱ12頁以下）として、開発危険の抗弁を採用すべきであるとする考え方を示していた。

## 2 「科学又は技術に関する知見」の水準

本条1号は、「当該製造物をその製造業者等が引き渡した時」をもって、開発危険の判断時期として規定している。ここにおいて、「当該製造物をその製

造業者等が引き渡した時」とは、その製造物が製造業者などそれぞれの支配下を離れた時点のことであり、欠陥の判断時期と同様、製造物が流通過程に置かれた時点を意味するものということができる。

開発危険の抗弁の基準となる科学技術の水準について、本条1号は、「科学又は技術に関する知見」と規定するのみであり、いかなる水準の知見をもって開発危険の抗弁の基準とするのかについては、裁判所の判断にゆだねられている。製造物責任法は、製造業者の過失という主観的な要素を排除し、製造物の欠陥という客観的な要素に基づいて製造物責任の有無を判断するものにほかならず、「開発危険の抗弁」の基準となる科学技術の水準についても、製造物が流通過程に置かれた時点において社会に存在する総体としての科学技術の知見を基準とすべきものと考えられる。

## ■事例

### 1 「開発危険の抗弁」の意義

開発危険の抗弁が規定された趣旨について、「製造業者が科学技術に関する知見を如何に駆使しても当該製造物に存在する欠陥をおよそ認識することができない場合には、そのような欠陥による損害の発生も賠償すべき責任の限度も全く予測できないにもかかわらず、なお製造業者が製造物責任を負担しなければならないとする、製造業者においてこのような負担を恐れて新製品の開発意欲が失われ、研究開発や技術革新が停滞し、ひいては産業活力が損なわれて国民経済の健全な発展が阻害されると考えられたため、政策的配慮から、このような事態を回避しようとしたことにある」としたうえ、この開発危険の抗弁が安易に認められると被害者救済を目的とする製造物責任制度を導入した意義が失われることは明らかであり、その適用範囲は限定的に解するのが相当であるとする事例がある（東京地判平成14・12・13判タ1109号285頁〔28080440〕）。

### 2 「科学又は技術の知見」の水準

割烹料理亭において提供されたイシガキダイ料理によって食中毒が生じた事例において、本条1号の規定する「科学又は技術に関する知見」とは、「科学技術に関する諸学問の成果を踏まえて、当該製造物の欠陥の有無を判断するに当たり影響を受ける程度に確立された知識のすべてをいい、それは、特定の者が有するものではなく客観的に社会に存在する知識の総体を指すものであって、当該製造物をその製造業者等が引き渡した当時において入手可能な世界最高の科学技術の水準がその判断基準とされる」として、イシガキダイ料理を提供した当時において、入手可能な最高の科学技術

## ◆第724条

(不法行為による損害賠償請求権の期間の制限)

第724条 不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から20年を経過したときも、同様とする。

### 【条文の概要】

消滅時効は、権利を行使することができる時から進行し（166条）、一般の債権の消滅時効期間は10年である（167条1項）。しかし本条は、不法行為による損害賠償請求権の行使について、①被害者又はその代理人が損害及び加害者を知った時から3年間という短期の期間制限（本条前段）と、②不法行為の時から20年間という長期の期間制限（本条後段）の2つのタイプの期間制限を設けている。したがって、本条は民法の一般原則に対する特則となる。その理由としては、①被害者の感情がおさまるので後から波立たせるのは好ましくないこと、②加害者を長期間経過後に請求を受ける不安定さから保護する必要があること（最判昭和49・12・17民集28巻10号2059頁〔27000401〕）をあげるのが一般的である。もっとも最近では、時効全般について、採証上の困難性が減退していることを背景に、時効による加害者保護に対する抵抗感が強くなり、また不法行為では、被害の発生形態の複雑化により長期間経過後に被害が顕在化することも少くないので、本条の期間制限を解釈によって実質的に延長する裁判例が数多くみられる。

本条前段の期間制限の性質が消滅時効であることについては争いがない。したがって、これにより損害賠償請求を阻止するためには、時効の援用（145条）が必要である。また、時効の中止（147条以下）、時効の停止（158条以下）に関する規定の適用があるだけでなく、具体的な事情によっては、援用権の行使が権利濫用又は信義則違反になると評価されることもあり得ることになる。

これに対して、本条後段の期間制限の性質については、判例・学説上争いがある。判例は、これを公益的観点に立った規定であるとして、除斥期間と解しており（最判平成元・12・21民集43巻12号2209頁〔27805392〕）、これによれば、援用は不要であり、中断や停止の規定の適用もないことになる。しかし後述の論点3でみるように、学説は、判例と異なり、消滅時効であると解するものが今日では大多数である。ただし、判例では、時効に関する規定を類推適用したり、時効に関する理念に言及したりして、期間の性質により画一的な判断にならないような工夫をする事例が多くみられるようになっている。

なお、本条は、不法行為に基づく損害賠償債務の遅延利息についても適用される（大

連判昭和11・7・15民集15巻1445頁〔27500635〕)。また、特別法の定めがない限り、不法行為に基づくすべての債権に適用される。起算点に関する最近の事例として、商法798条1項(消滅時効期間1年)には、船舶の衝突事故によって生じた債権について時効の起算点の定めがないが、同条は本条の特則にすぎないので、起算点は本条によって被害者が損害及び加害者を知った時から進行するとされたものがある(最判平成17・11・21民集59巻9号2558頁〔28102466〕)。

期間の計算については、民法の規定どおり(140条)、原則として初日は不参入となる(最判昭和57・10・19民集36巻10号2163頁〔27000067〕)。

#### \*\*\*\*\* 論 点 \*\*\*\*\*

- 1 本条前段の「加害者を知った時」とはいつか
- 2 本条前段の「損害を知った時」とはいつか
- 3 本条後段の20年の性質は、消滅時効か除斥期間か
- 4 本条後段の「不法行為の時」の意味

### 〔論点 1〕 本条前段の「加害者を知った時」とはいつか

本条前段で、期間の進行には加害者を知ったことが必要とされるのは、被害者が加害者を知らない間に損害賠償請求権を失うことがないようにするためである。この趣旨から、「加害者を知った時」とは、被害者が現実に損害賠償請求権を行使できる時であると解されている。直接の加害者については、通常は、加害者の姓名を知らなくても、賠償請求の相手方を具体的に特定して認識することができ、社会通念上、調査すれば容易にその姓名、住所が判明し得る場合には、その段階で加害者を知ったことになると解してよい(『最高裁判所判例解説民事篇(昭和48年度)』法曹会〔無署名〕565頁)。

しかし、加害者の住所氏名を的確に知らず、損害賠償請求権を行使することが事実上不可能な場合には、被害者が加害者の住所氏名を確認した時から進行する(最判昭和48・11・16民集27巻10号1374頁〔27000466〕)。これは、戦前に取調べを受けた警察官から暴行を受け、戦後、混乱の収まらない状況の中でようやく釈放され、釈放前及び釈放後も加害者の住所氏名を知ることが困難であったという事案において、本条で時効の起算点に関する特則が設けられた趣旨にかんがみれば、加害者に対する賠償請求が事実上可能な状況のもとに、その可能な

程度に知った時を意味するものと解するのが相当であり、被害者が不法行為の当時加害者の住所氏名を的確に知らず、しかも当時の状況においてこれに対する賠償請求権を行使することが事实上不可能な場合においては、その状況が止み、被害者が加害者の住所氏名を確認したとき、初めて加害者を知った時に当たるとしたものである。

この判決で示された「加害者に対する賠償請求が事实上可能な状況のもとに、その可能な程度に知った時」という基準は、以下の〔事例〕でみるように、その後の裁判例では、实际上加害者の住所氏名を知っている場合にも踏襲されて運用されており、例外がむしろ原則化している傾向がみられる。

### ■ 事例

「加害者を知った時」に関して、以下のような事例が蓄積されている。

車の衝突事故で、被害者が相手方の虚偽の供述に基づいて業務上過失致死罪で起訴された場合には、無罪判決が確定した時が加害者を知った時である（最判昭和58・11・11判タ515号124頁〔27424151〕）。殺人事件の遺族が犯人は被告であることは知っていたとしても、損害賠償請求が事实上可能な状況で知ったといえるのは、被告が逮捕され、自白した日であり、それが加害者を知った時である（千葉地判昭和63・3・22判時1310号130頁〔27804439〕）。知的障害者が雇用主から性的虐待を受けた場合は、雇用先を退職又は退職を決意し、他者から援助・説明を受けてはじめて損害賠償請求の訴えを提起することが事实上可能になる（水戸地判平成16・3・31判タ1213号220頁〔28091930〕）。

715条の使用者責任関係では、直接の加害者である被用者を知っただけでなく、使用者及び加害者と使用者の使用関係がある事実に加えて、一般人が当該不法行為が使用者の事業の執行につきなされたものであると判断するに足りる事実をも認識することをいうとされている（最判昭和44・11・27民集23巻11号2265頁〔27000762〕）。また、溪流歩道の落石事故について、遺族が県に損害賠償を請求することが可能な程度に自己の事実関係を知ったといえるのは、不起訴処分になった県担当者に対する業務上過失致死事件に係る捜査関係記録を代理人弁護士を通じて謄写した時点であるとしたものがある（青森地判平成19・5・18判例地方自治296号78頁〔28131253〕）。

じん肺被害関係では、筑豊じん肺訴訟控訴審判決が言い渡され、それが広く報道された時点が加害者を知った時であるとしたもの（東京地判平成18・7・7判タ1221号106頁〔28112217〕（トンネルじん肺東京訴訟）、仙台地判平成18・10・12訟務月報55巻3号1367頁〔28150563〕）と、筑豊じん肺訴訟控訴審判決の言渡しから6か月経過後が加害者を知った時であるとしたもの（熊本地判平成18・7・13訟務月報55巻3号797頁